

# 東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

## 第23回 弁護士試補の発足と推移

司法改革総合センター事務局次長・東京弁護士会歴史研究会 山岸 泰洋 (61期)

1 昭和8年の弁護士法改正(いわゆる旧弁護士法)により、戦後の司法修習制度の原型ともいえる弁護士試補制度が創設され、昭和11年より実施されました。

これより前、弁護士は、判検事と共通の高等試験司法科に合格後、特段の実務修習を受けることなく、弁護士資格を付与されていました。対して判検事は、高等試験司法科に合格後、司法官試補として1年6か月の実務修習を受け、考試に合格することを要するのが原則でした。試験制度については既に大正12年時点で統一されていたものの、養成制度については依然として格差があり、司法における官尊民卑の風潮を助長・再生産する要因となっていました。

弁護士試補制度の創設により、弁護士もまた、高等試験司法科に合格後、弁護士試補として1年6か月の実務修習を受け、考試に合格することを要するものとされました。これにより、資格試験と養成制度の両面において、法制的には判検事との間の一応の均衡化が実現したことになります。

2 もっとも、この弁護士試補制度は、戦後の司法修習制度とは似て非なるものでした。

第一に、司法官試補と弁護士試補とは、法制度上全く別々に養成され、実際上も両者の交流はほとんどありませんでした。カリキュラムの面でも司法官試補は判検事としての修習、弁護士試補は弁護士としての修習に截然と分化されていました。戦後の司法修習制度は統一的養成が行われ、法曹三者としての共通の基盤が形成され、修習後の実務の現場でも相互理解のための貴重な

資源となっていますが、司法官試補制度と弁護士試補制度が並立する体制においてはそれがなかったわけです。

第二に、弁護士試補は無給でした。兼職や営業が制限されていたので、多くの弁護士試補が生活苦に悩まされることとなりました。このことは弁護士会側において本制度上最大の問題とされていたようで、昭和11年の制度実施前から、修習費用の国庫負担を求める運動が展開されました。これに対し、司法省では国家による法曹養成の観点から一定の理解を示す反応もあったようですが、大蔵省の反応が厳しく、結果として、弁護士試補1人あたり月10円程度(現在の貨幣価値で2～3万円程度)の修習費用補助金が各弁護士会に一括交付されるにとどまりました。

なお、この補助金は、本来、弁護士試補に対する修習手当ではなく、指導弁護士に対する指導手当に充当される趣旨のものでしたが、東弁においては独自に、これを会内でプールした上で予算措置を講じ、弁護士試補に対し月25～30円の手当を支給していたと伝わっています。その結果、指導弁護士は手弁当ということになり、先人たちの後進養成に懸ける志が垣間見えるところです。

3 実は、弁護士試補制度をめぐっては、弁護士会の中にも多種多様な意見があり、政府に対する対応は必ずしも足並みが揃っていたわけではありませんでした。前記の無給問題に関して、大蔵省の厚い壁が立ちはだかったというのも印象的で、現代における給費制や法テラスをめぐる諸問題にも通じるところがあるかもしれません。